

法人設立手順オンライン・ワンストップ化検討会（第2回）

（開催要領）

1. 日 時：平成29年10月13日（金）15:30～17:34
2. 場 所：中央合同庁舎8号館5階共用会議室B
3. 出席者：

大久保 幸世	ビズシード株式会社	代表取締役社長
大杉 謙一	中央大学法科大学院	教授
関 聡司	新経済連盟	事務局長
朽原 克彦	日本商工会議所	理事
根本 勝則	日本経済団体連合会	常務理事
宮内 宏	宮内・水町IT法律事務所	パートナー
村上 文洋	株式会社三菱総合研究所	主席研究員
樋口 威作夫	日本司法書士会連合会	常務理事
吉田 広司	日本公証人連合会	常務理事

（議事次第）

1. 開 会
2. 前回の指摘概要
3. 登記前の手続き（電子定款認証の面前確認）
4. 登記前の手続き①（登記申請の処理時間）
5. 登記前の手続き②（会社代表者の印鑑提出のあり方）
6. 閉 会

（配布資料）

- 資料1－1：事務局提出資料（前回の指摘概要）
- 資料1－2：大久保委員提出資料
- 資料2－1：総務省提出資料
- 資料2－2：事務局提出資料（電子定款認証の面前確認）
- 資料2－3：法務省提出資料（電子定款認証の面前確認）
- 資料3－1：特許省提出資料
- 資料3－2：事務局提出資料（登記申請の処理時間）
- 資料3－3：法務省提出資料（登記申請の処理時間）
- 資料4－1：事務局提出資料（会社代表者の印鑑提出のあり方）
- 資料4－2：法務省提出資料（会社代表者の印鑑提出のあり方）

○川村日本経済再生総合事務局参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」第2回を開会します。

御多忙の中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、有識者として、日本公証人連合会から吉田常務理事様、日本司法書士連合会から樋口常務理事様にお越しいただいております。

原委員におかれましては、御都合により本日は欠席ですので申し添えさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。ここからの進行は大杉座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○大杉座長 それでは、以降、私が司会進行を努めます。

本日の議題は、登記前及び登記時の手続で3つございます。第1は登記前の手続として「電子定款認証の面前確認」、第2に登記時の手続として「登記申請の処理時間」、そして最後に同じく登記時の手続として「会社代表者の印鑑提出のあり方について取り扱います。

なお、特許庁については、2つ目の議題から途中入室の予定です。

議論に先立ち、事務局より、検討会第1回においてなされた主な指摘について紹介いただきます。よろしくお願いいたします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 お手元の資料1-1をご覧くださいければと思います。「検討会第1回のご指摘概要」でございます。

1ページおめくりいただきまして2ページ目でございます。全体論のところで、本検討は世界で一番ビジネスしやすい国の実現に向けた鍵で、抜本的な改革を目指すべき、国全体がTOP3に入れるように、この分野は何が何でも一番になれるような工夫が必要、海外の開業率が相当低く、ここを促進すべきという御指摘。また、起業促進という観点から、貴重な社会資源である起業化の負担を少しでも減らし、無駄な時間を使わせないことが重要であるということ。また、下のところでございますけれども、全部を電子化することによって迅速化・省力化、可能な限り自動化、人手が必要な部分だけをしっかり切り分けてBPRと。技術の進歩を踏まえて効率化の余地がないか、そもそも不要なプロセスがないか議論をなすべしと。

3ページ目をご覧ください。人手不足が中小企業の最大の経営課題の中で、煩雑な行政手続が生産性向上の阻害要因になっているのではないか、この検討を加速すべきではないか。その下の電子定款の認証のところで、定款認証という手続はそもそも必要か、多くは自動的に確認できるのではないか、人間の目

視を前提にした手続を見直して、機械判読可能な形式で申請させるようにすべきではないか。

4 ページ目、登記時の時間のところでございますけれども、エストニア18分、日本はナンバーワンを目指してほしい、即日を目指すべきとか、登記にかかる時間は余りにも長過ぎるとか、3日というのは桁が違いますとか、あと、印鑑についても、印鑑提出しなくても、電子証明書のみとする会社の設立を許可していいのではないかと、そういった御意見をいただいております。

5 ページ目、登記後の手続についても、窓口に行く負担が大きいですとか、システム関係、また、個別の省庁で最適化するのではなくて、省庁を超えた抜本的な見直しを進めるべき、こういった御意見をいただきました。これが1回目のざっとした概要でございます。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

また、第1回の議論を踏まえ、大久保委員から、起業家に対して、法人設立手続について感じている問題意識についてアンケートをとっていただきましたので、御紹介いただきたいと思います。

○大久保委員 今、御紹介いただきました大久保です。

今日はTシャツが一人だけですね。起業家の代弁をしたいなと思います。

「創業手帳」の過去のメルマガ読者の方に、この会に間に合うように緊急で、アンケートをとらせていただきました。個人情報伏せておりますが、名前、法人名、全て実名で回答いただいております。

会に関係ありそうなところで、1枚めくっていただいて、「創業時に困ったことは何ですか？」の項目で、会社設立手続が111人中35人、31%です。これは緊急アンケートなので、111名という母数ではございますが、他には、やはり資金とか経営とか、そのあたりが多いです。会社設立手続も31%、人材、仕入れ、外注先など事業の本質的な課題よりも多く困ったと回答している人いるわけで、これは非常に困ったことだと思います。

フリーフォームで書いていただきましたので、結構辛辣なことも書かれており、一切加工せずに、そのまま掲載させて頂きました。一応、こんな声があったということで、見ていただくといいのかなと思います。「創業時に困ったことで『その他』を選択した方は内容をご記入ください」ということで、下から3番目、法務局に登記後、登記事項証明書取得まで時間がかかり過ぎるとか、これは特殊な事例だったかもしれませんが、19日間かかったとか、そんなことが書かれています。その結果、健康保険に無介入期間が生じるとかですね。

創業支援についてのコメントは割愛いたしますが、政府に対していろいろな

方が支援を求めているということです。

3 ページ目に当たるところが、今回の会議にかかる手続の簡素化についてのコメントです。これは結構いろいろな声をいただいています。「手続きの簡素化のコメント（19/73）」というのを読み上げますと、「設立手続の簡素化」、下の方も同じようなことを書かれています。3 番目が「ネットでできないか」とか、「納税も簡便にできないか」、「諸外国レベルで」とか、4 番目は「縦割事務をやめてほしい」とか、「一本化」とか、そういうキーワードがたくさん出ている状況でございます。次のページもそうですね。「登記の簡素化」、「ネットによる一括受付にして欲しい」とか、この会で議論されているようなことが、たくさん書かれております。

「その他」のところは、「規制緩和」とか、「印紙法を緩和して欲しい」とか、そんなことも書かれています。

「株式会社の設立手続きは専門家に依頼しましたか？」では、専門家に依頼したが54%、していないが45%ですね。司法書士さん、行政書士さんのような専門家に依頼するケースが半分ぐらいを占めています。背景で言うと、起業ですと、創業の準備でなかなか忙しいというのがありますので、そういった専門家をお願いするということも多くあります。

専門家に依頼した金額はここに書いてありますが、解説が要るのは、起業家ですと、いわゆる登録免許税、必ずかかるものと専門家の報酬とがごっちゃになっている可能性もあります。

自分もそうだったのですが、司法書士、行政書士にお願いする料金が気の毒なぐらい低いのです。ついでにやっていただく、窓口に持っていくようなことが実際あります。書類を記入するようなものは書士のコアな業務としてありましたが、窓口に行ったりというのは、顧問の先生に結構サービスの的にやっていたような記憶があります。

起業後は時間もお金も無いので、そういう人を前にして、先生の方も料金をしっかり取るということを言い出しにくいので、多少のことはサービス労働で負担してしまっている、というケースも多いのです。

自分もそうでしたが、起業後は最初はお金が無いので、軌道に乗ってから、書士に、資本金や役員が増えて、登記の変更ですとかは、だんだん正規の金額に、料金が上がって行って、お支払いが増えてという感じになりますので、全体では採算をとっているのではないかという気はいたしました。なので、士業の方も、もともと、お金を取りにくい設立より、日本全体の起業が増えて会社が増えたと、その後、色々な登記手続きやコンサルで士業も全体的に潤うのではないかなと思います。弊社の場合はそうでしたが、これは個人的な感想でございます。

「株式会社の設立手続き概要」は、起業家の方ですと、もう煩雑すぎて、何が何だか分からないので、余り覚えていないみたいな方も多いので、再認識で質問の中に流れを入れておきました。ここから先の定款認証に行った回数とか、このあたりは煩雑になるので、個々の回数の説明とかは省かせていただきます。大まかな傾向で言うと、行っていない、専門家に依頼したというのが結構あります。ただ、これは12ステップありますので、全部出すとどうなるのかというのが最後の、円グラフが12個並んだ後に、改善点、窓口がわかりにくいとか、定款の内容がわかりづらいとかです。

後ろのほうまで飛んでいただいて、「①～⑫ステップ全てにおいての各窓口に行った回数」ですね。数字の①～⑫の株式会社設立手続において窓口に行った平均回数が7.65回ということで、結構な数、窓口に足を運ばれているのかなということです。ちなみに、3回以上の選択肢をアンケートでつくってありませんでしたので、3回以上というのは結構いますので、実際はもうちょっと多いのかなということでございます。

専門家に依頼したパターンです。これを全部足し込んでいくと、専門家に依頼した方の場合には6.9回窓口に行っている。それから、専門家に依頼しなかった方が8.39回行っているという感じになっております。

急遽実施したアンケートで、起業家の声ということでございました。

以上でございます。

○大杉座長 大久保委員、ありがとうございました。

それでは、1つ目の議題として、「電子定款認証の面前確認」について取り上げます。

電子認証については複数の意義があり、後ほど事務局から詳しく御説明いただきますが、その1つに発起人の意思の確認があります。この関連の検討に資する動きとして、総務省より「公的個人認証による本人確認」について御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○渡邊総務省自治行政局住民制度課外国人住民基本台帳室長 総務省住民制度化の渡邊と申します。本日はお時間いただきましてありがとうございます。

それでは、資料2-1をご覧くださいと思います。何かしら役に立つのではないかとということで、公的個人認証制度について説明をさせていただきます。こちらは読んで字のごとく、電子空間で電子的に本人確認をする公的な制度という形になります。

資料をめくっていただきまして、1ページをご覧くださいなのですが、これは何かといいますと、マイナンバーカードに搭載されております電子証明書

でありまして、ポイントといたしましては、機能としてはマイナンバーカードによりまして電子署名をして、電子証明書を地方公共団体情報システム機構が証明をするという制度でありまして、電子証明書そのものは、ポイント①と書いてありますけれども、マイナンバーカードと一緒に発行しますので、必ず、更新する際も、市町村の市役所におきまして、市町村で対面できちんと本人確認を行った上で発行されるということ。

2つ目といたしまして、住民基本台帳は住民票に基づいて発行されるということでありまして、発行時だけではなくて、その後も住民票の移動があれば、それに伴って失効したりするという形で、常に更新をされていくところが特徴であります。技術的には、公開鍵暗号方式によりまして、安全に、なりすまし、改ざん、送信否認の防止を担保して、確実な本人確認が行えるというものであります。

この下の絵のほうをご覧くださいなのですが、まず、地方公共団体情報システム機構というのが大きく出ていますけれども、これは地方自治体の共同法人という形で、法律に基づいて設置をされておりまして、左のほうにあります。住民基本台帳ネットワーク、住基ネットと言っていますけれども、住民票の全国ネットワークのほうもやっております。こちらから情報の提供を受けまして、左下の住民の方に電子証明書を発行いたします。その発行のときに市町村長が本人確認を行っているという形になります。

住民の方が電子申請等を行います。実は電子証明書が2種類、マイナンバーカードに入っているのですが、下のほうは今回は無視していただきまして、上の署名用の電子証明書をご覧くださいなのですが、文書をつくって、そこに電子署名を行う。それとあわせて電子証明書と公開鍵と一緒に署名検証者にするのですが、電子証明書には4情報といいまして、住民の方の氏名、住所、生年月日等が入っておりまして、これが住民票と結びついているということでもあります。これを送りまして、署名検証者で情報を確認して、失効の確認をして証明をすることができるということです。これはマイナンバーカードには入っていますけれども、この中でマイナンバーは使いませんので、右下に書いてありますが、民間事業者も使うことができる。大臣認定を受けた事業者に委託をする形で民間でも使うことができるという形です。

これを実際に契約でどう使うかといいますと、2ページをご覧くださいなのですが、時間もありますので、右のほうだけ説明します。左の印鑑の場合と平行につくってありますけれども、まず、上のほうでありますけれども、発行するときに鍵ペアというのを発行するわけですが、鍵ペアとAさんという申請する本人の方とをひもづけしまして、それをJ-LISというところで証明します。証明書も一緒に発行するという形になります。

実際に使うとき、下のほうにありますけれども、電子署名と本人確認の電子証明書によりまして、J-LISというところが発行したひもづけの情報を持ちまして、受け取った方が間違いなくAさんからのものだと判断できるということです。右の上のほうに秘密鍵、公開鍵、実印とか、印鑑相当であるとか、対応関係をわかりやすく書いてありますので、こちらを参考いただければと思います。

3 ページ、4 ページに制度的な位置づけを記載しておりまして、これは御案内のことかと思いますが、電子署名については、電子署名法で、いわゆる推定効ということで、真正に成立したものと推定するという規定がありまして、下の民事訴訟法の中の文書の成立とパラレルな規定がついているということでもあります。

飛ばしまして、5 ページの下に実際に使われている例が書いてございます。下の段が民間の利用でありまして、行政手続でも使われていますけれども、民間手続でも少しずつできておりまして、証券口座の開設ですとか、住宅ローンの契約書、不動産取引の場合の本人確認の契約書の署名という形で利用が始まっております。

最後に法人の関係で21ページをご覧いただきたいのですが、法人間取引の場合のイメージといたしまして、電子委任状法というのがありまして、基本的には、これはマイナンバーカードですので、個人印相当なのですけれども、法人の場合も、使用人に委任をして、その人が使えるというものをイメージした制度整備もなされている。法施行はまだこれからですけれども、制度整備もなされているということで御参考いただければと思います。

以上です。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

次に、事務局から現状の整理、検討の方向性の提示がございます。よろしくお願いいたします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 お手元の資料2-2をご覧いただければと思います。2 ページ目をご覧ください。「電子定款の認証における面前確認に関する検討（検討の前提）」というページでございます。

まず、定款とは、法人の基本的な規則、根本規則でございまして、こちらに署名、記名押印をして作成する。作成者として署名された方が発起人になる。この株式会社の原始定款の効力発生には、公証人による認証が求められている。これは会社法の30条に規定されてございます。一方、持分会社、特に有限責任である合同会社の定款には公証人による認証は会社法上求められていないという状況にございます。

3 ページ目をご覧ください。公証人による公証制度でございますが、私文書の成立・内容等による紛争予防のために内容を明確にされているという機能があるかと考えてございます。では、それが定款についてどういう意味を持つかということなのですが、真正性、適法性の観点から確認をされて、原始定款をめぐる紛争ですとか、定款に違反する行為、不正行為を予防されていると承知してございます。これにつきまして、公証人の面前で記名押印・署名を自認することが求められているということでございます。一方で、設立された後の定款変更は公証人による認証は求められていないということがございますし、定款中の登記事項に関する内容は登記所でも確認されているというものでございます。

4 ページ目をご覧ください。真正性と適法性とございますが、まず、真正性のところでございます。先ほども御紹介がございましたけれども、推定効で、電子署名が行われていれば真正に提示したものと推定されるということでございますが、この原始定款の成立の確認は本人の面前で確認するということで、推定効以上の実際の確認が行われているところでございます。これは電子定款のオンラインであっても同様に面前で確認を求められるというのが、下に書いてある片仮名でございますけれども、公証人法62条ノ6で「当事者其ノ面前ニ於テ」というところがございます。

5 ページ目をご覧ください。では、これについていかように考えるかというところでございますが、まず、先ほども御紹介ございましたけれども、例えば、「公的個人認証サービス」というところでございますが、今、技術の進展で印鑑というものの信用性が低下しているという側面がございまして、偽造が容易になってございます。それと比べますと、電子証明書につきましては、偽造するのが難しいというのがまず1点ございます。

また、盗難された場合でございますけれども、印鑑が盗難された場合はそのまま押されてしまいますけれども、電子証明書の場合はパスワードを付して手続をする必要がありますので、盗難されただけでは使えないというものでございます。

加えまして、住民基本台帳に基づいて発行されていて、住所変更が行われたら失効するということで、常に最新の状態にあることが確認されているという機能がございます。

そうしたことを考えますと、印鑑・印鑑証明書と電子署名・電子証明書を見ますと、偽造・なりすましの難易度という観点から、実質的に一段高い真正性が確保されているのではなかろうかと考えてございまして、こうしたことを踏まえますと、電子署名を付された電子定款については面前の確認を不要としてはどうかと考えてございます。これが1点目でございます。

2点目の適法性が6ページ目以降でございます。この適法性ということについて何かということでございますが、公証人法の第26条で、「法令ニ違反シタル事項、無効ノ法律行為及能力」とか、そういった証書はつくってはいけないと規定されてございまして、確認をされているのが、まず会社法の関係でいいますと、絶対的記載事項がちゃんと記載されているかとか、取締役会設置会社の場合、監査役がちゃんと置かれていますかとか、ほかの法律の適法性という意味で、典型的なものといえますと、士業等で業務独占をされているものが事業目的に記載されていないかと、こういったことを確認されているとお伺いしてございます。

7ページ目をご覧ください。海外の事例でございますけれども、例えば、英国の例でいきますと、モデル定款というものが活用されていて、非常に自由な会社設計ができる法体系になっているとお伺いしておりますけれども、こういうモデル定款が会社類型ごとに定められていて、これを適用したものがオンラインによる申請ができて、申請すると24時間以内に登記が完了する。ちなみに、イギリスでは公証人による定款認証は求められていないという制度の立てつけになっていて、オンラインの申請率は98%となっています。ちなみに、真正性の確認については、オンラインの場合、チェックボックスにチェックを入れるだけで、本人の確認も7種類のうち3つを登録しておけばいいという形で行われているのが英国の例でございます。

8ページ目をご覧ください。では、これについてどう考えるかということですが、こういったモデル定款で適法性を担保できるようなものをつくりまして、公証人による定款の確認を不要としてはどうかということでございます。こういったモデル定款に基づいてやる場合には不要としてはどうかということでございます。

まとめますと、9ページ目でございます。まず1つ目ですけれども、電子署名を用いて申請をして、モデル定款を利用した場合、公証人による認証を不要としてはどうか。

2つ目の場合分けでございますけれども、電子署名をしてオンラインで申請をして、モデル定款以外の場合は公証人による認証は行っていただく必要があるのではないか。ただし、その場合、面前で確認する必要はないのではないか。

3つ目、それ以外、オンラインではない申請、紙で申請をされて、モデル定款に基づかない場合は、引き続き公証人による認証を行っていただいておりますという形で整理をさせていただきました。

○大杉座長　ありがとうございました。

次に、法務省より御説明いただきますので、よろしくお願いいたします。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 それでは、法務省民事局の竹下から御説明させていただきます。

資料２－３をご覧ください。今、事務局の方から御提案がありましたが、我々としては、その提案が問題であると考えております。そのことと、電子定款における定款認証の意義について御説明させていただきたいと思います。

まず、定款認証制度の意義についてですが、定款認証制度は、昭和13年に導入されてから設立無効の訴えのリスクが激減して、その後も制度は維持され、今日までそのメリットは享受され続けているということでございます。これは、定款の作成、存否、それから、記載内容の適法性等についての確実性、明確性を確保して、これに伴う紛争、不正行為を防止するという重要な機能を果たしてきております。特に、現在、最低資本金の規制が撤廃され、発起人本人による囑託も増加している。さらに定款自治も拡大している。こういう中で、定款認証はより一層重要な機能、意義を有しております。

このように、定款認証制度は、定款の作成、存否、それから、記載内容の適法性等について、確実性、明確性を確保して、これに伴う紛争と不正行為を防止するという重要な機能を果たしており、経済活動を支える法的インフラとして機能しております。

海外を見ても、ドイツ、フランスなどの主要先進国においても、株式会社の原始定款について、公証人が関与しているという状況でございます。

２枚目をご覧ください。事務局から、電子署名がある場合に面前確認は不要ではないかという提案がありましたが、この点について、法務省としては非常に問題であると考えております。

面前確認の意義でございますが、まず、直接の公証人とのやりとりを通じて、定款が作成名義人の意思に基づいて作成されたことを確実にするという意義がございます。このプロセスには、定款が発起人の真意に基づいて作成されていることを確認するという意義も含まれております。

これは、公証人の法令上の義務として、公証人法施行規則第13条にあります。が、「公証人は、認証を与える場合には、当事者が相当の考慮をしたか否か等を確認する義務を負う。」ことになっておりまして、このようなことから、公証人は先ほど述べたような確認をしております。

次のページをご覧ください。これを踏まえた上で、電子定款について面前確認を不要とするという事務局の提案の問題点について述べさせていただきます。

まず、この事務局の提案ですが、現在、電子署名と通常の署名の法律上の法的地位としては、先ほどもお話があったかと思いますが、電子署名及び認証業務に関する法律の推定効に関しては、従来型の署名と電子署名は同じ法的地位

を付与されている整理となっていると思います。この整理を前提として、平成14年に電子定款認証が導入された際にも、電子署名についても従来の定款署名と同じように、その真正について、公証人の面前での確認を求めることとされております。このような基本的な整理を変更するという提案でございますので、これは非常に慎重に検討する必要があると考えております。

もう一点、問題の2つ目のところですが、仮に電子署名が技術的に極めて高い信頼性を有しているとしても、公証人が実際のやりとりを通じて電子定款の真正性を確認することは依然として必要であると考えております。すなわち、先ほど述べたように、公証人が認証を与える場合には、当事者が相当な考慮をしたか否かを確認する義務を負っております。公証人が電子定款を認証する意義としては、単に電子署名したか否かを確認することにとどまらず、直接のやりとりを通じて、発起人が相当な考慮をして真意に基づき定款を作成したか否かも確認しております。こういった機能は、署名が電子署名である場合においても全く異ならず、公証人の機能を電子署名によって代替することはできないと考えます。

続いて、次のページをご覧ください。事務局からの提案の2点目です。モデル定款を使った場合には適法性審査を不要とするという提案についてですが、この点についても法務省としては問題であると考えております。

まず、定款認証における適法性審査の意義について御説明いたします。現状として、最低資本金規制が撤廃され、会社設立件数も増加し、定款自治も拡大しているという中で、法令に適合しない定款の原案が作成されている件数も増加しております。

こういった現状を踏まえて、公証人は定款認証業務の一環として、法令違反の記載があった場合には、単にそれを指摘するのみならず、発起人の意思に沿って適法に記載されるように助言するという相談・助言業務も行っているところでございます。

その結果、公証人による定款認証業務を通じて、発起人の意思に沿った適法・適切な原始定款が作成され、結果として紛争や不正行為の防止、登記申請等の手続を速やかに行うことが可能となっております。

これを踏まえて、事務局のモデル定款に従った場合に定款の適法性審査を不要とするという提案の問題点について述べさせていただきます。

現状については、ここに書きましたように、会社法は定款自治を広く認め、機関設計についても起業者の意思を反映することができるようになっている。そしてまた起業者は、会社の目的についてはこだわりを持っている方も多い。こういう中で公証人が適法性を確認することで、設立無効の訴え等の紛争が生じるリスクが極めて低くなっているという現状がございます。

事務局提案の問題点ですが、まず、そもそも定款自治の範囲が拡大された会社法のもとにおいて、事後的に紛争が生じにくく、かつ適法性が担保される蓋然性が高くなるようなシンプルなモデル定款を用意することが本当にできるのか、これ自体、現実的ではないのではないかという問題がございます。仮に作成できたとしても、複数のモデルが最低限必要となると思われますし、そういうモデル定款の適合性を審査するというのは、結局、適合しているかどうかをどこかの機関が審査しないと、設立の訴え等の紛争が生じるリスクが高まってしまうことになりますので、そういった観点から、この提案は非常に難しい問題を含んでいるのではないかと考えております。

それから、第2として、モデル定款をつくったとしても、今、公証人が果たしている発起人の意思に沿って適法に定款が記載されるように助言するという公証人の相談・助言業務は、やはり代替できないと考えます。

以上、公証人が行っている業務の機能について御説明いたしましたが、これまで述べたことを踏まえて、公証人による定款認証は固有の役割を有していることについて御説明します。商業登記所における審査と比較した場合に、次のような固有の役割がございます。

まず、公証人との直接のやりとりを通じた自認によって、作成名義人の意思に基づいて定款が作成されたことを確認しております。

それから、2番目に、登記事項以外についても定款の記載内容について適法性を審査しております。

そして最後、3番目に、定款の記載内容についても、単に適法であるか否かを受動的に確認するのではなく、発起人の意思に沿って適切に記載されたものになるように助言するという相談・助言も行っております。このように固有の役割を有しております。

最後、7ページ目のまとめをご覧ください。

まとめますと、最低資本金規制が撤廃され、定款自治が拡大した現行会社法のもとで、定款認証はより一層重要となっております。

そして、電子署名やモデル定款によっても、発起人の真意に基づき、真正かつ適法・適切な定款が作成されることを確実にするという公証人による定款認証の機能は代替できないと考えます。

法務省としても、法人設立に関するオンライン・ワンストップの理念自体には賛同しております。そのための現行制度の改善には協力するつもりでございますが、今、事務局が提案しているような形での実現は非常に困難であると考えております。

以上でございます。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

それでは、この第1点につきまして、ここで自由討議に移りたいと思いますが、時間は約20分とさせていただきます。それでは、どなたからでも結構です。では、お願いいたします。

○宮内委員 宮内でございます。

いろいろと御説明いただきまして、ありがとうございます。

まず、幾つか確認していきたいと思うのですが、真意の確認ということで、規則の13条からこういうことが出てくると、こういうお話だと理解しておりますが、規則の13条については、いろいろな証書について包括的に言っている条文だと考えます。例えば、公正証書で契約書をまとめるとか、あるいは公正証書遺言を作成する場合に、本人の意思であることをしっかり確認することは非常に重要だというのはわかりますけれども、果たして法人設立において同様のことが必要なのかというのは、私は非常に疑問だと考えております。

相当の考慮をしたかということを問題とされているのはわかるのですが、そもそも、この定款で登記しようとしているのは明らかなわけですね。ですから、これで何をしようとしているかは明らかですし、自分がしようとしてないものを出してきて認証を受けてもしようがないわけですね。登記のときに利用せんがために認証を受けているわけですから、これ自体が最終的なものであるような公正証書や公正証書遺言等は全く違った扱いに考えてもよいのではないかと考えています。例えば、本人の意思能力とかを確認する必要があるのかということ、かなり疑問があるのではないかと考えています。会社法ではそこまでの確認は要求していないように見えるので、会社法上本当に必要かどうかということはよく考える必要もありますし、常に必要でないということであれば、これを省いて規制緩和を進めるべきではないかと考えております。

なお、相談や助言機能があることはわかるのですが、全ての定款に必要なかどうかはまた別の考えだと思いますので、官庁で言うと、いわゆる窓口指導がございそうですね。提出する前に相談するようなものを言うと思いますけれども、こういうものを排除する必要性はないのではないかと考えています。ですから、心配な人は相談すればいいと思いますが、相談の窓口で直接面談することが必須である必要があるかということ、それは別のことだと思います。いわゆる真意の確認という面でそう考えました。

それから、真正性の確認について、面談によって確認しろとか、いろいろな方法で真正性を確認しようというのは、それなりには理解できます。ただ、電子証明法や民事訴訟法の推定効とは別の話で、本人が本人の意思で書いていることを何らかの形で確認していくと、確認のレベルの問題を論じているのだと

私は考えています。ですから、確認のレベルを考えたときに、電子署名、特に公的個人認証基盤に基づく電子署名につきましては、印鑑以上のレベルで真正性の確認ができる。確認のレベルが格段に上がっているのではないかと。ですから、本人をどうやって確認するか、いろいろなレベルがあろうかと思いたすけれども、相当高いレベルで確認できると言えるのではないかと。これは推定効とはもともと別の話なのではないかとも思っています。

この点については、既に御説明ありましたとおり、印鑑のレベルでの確認は、特にマイナンバーカードの電子署名によりますが、できることははっきりしています。例えば、最新の情報であることを確認できるという点は、非常に確認レベルを上げていますので、単に印鑑証明書に基づくものに比べても相当よくなっているのではないかと考えています。

それから、こういった使い方をすると、電子署名に関する社会的信用としてどうかということがあったかと思いたすけれども、そもそもこの定款認証においてどういう確認をするかが社会的信用性とどういう関係にあるのかが、必ずしも私は理解していない面がございます。むしろ、法制度によってマイナンバーカードの電子署名等を利用していくことによって社会的信用性を確立して、日本における重要なインフラをより使うようにしていくほうが正しいのではないかと。そういうわけで、技術的には安全ですので、そういったものを官公庁が採用することによって社会的信用を醸成していくという考え方がよろしいかと思いたす。

あと、これは最後になりますけれども、問題点の中でいろいろな種類が要るのではないかと。ということがございましたけれども、例えば、特許の願書については非常にモデルをたくさん用意しているというのは御案内のとおりだと思います。そういう中でも、機械で自動的に確認できるような点もあろうかと思いたすので、そういったものをしっかり切り分けて、実際どうなのかをもう少し検討する必要があるのではないかと考えます。

以上でございます。

○大杉座長 御意見あろうかと思うのですけれども、先に朽原委員、根本委員の順番で御発言いただくということでお許しいただきたいと思いたす。

○朽原委員 発言の機会をいただきありがとうございます。

資料２－２で事務局から御提案いただいておりますけれども、次の議題の「登記申請の処理時間」の短縮にも大きく関連しますので、２つまとめて申し上げます。

資料２－２の８ページに、「会社法その他の法律に照らして、シンプルかつ

適法なモデル定款を作成してはどうか」との記載がありますが、私どもは「モデル定款」を「標準定款」と読みかえて発言させていただきます。適法な標準定款例を用意し、それを利用することで行政手続を簡素化するという考え方に賛同したいと思います。これは、極めてよいアイデアであると思っています。前回の検討会で民間企業の皆様から、法人設立手続と事業展開にはスピードが必要であることや、戦前とは時代が変わり、現在は申請書や規程類等、多くの作成支援ツールをクラウド上で提供するサービスが既に多く存在していることについての御説明がございました。標準定款例をダウンロードして作成すれば、申請する民間側も、チェックする行政側の皆様も、時間とコストが大幅に削減できますし、政府が目指しておられる官民双方の働き方改革と生産性向上に大きな効果があると思います。これは足元ですぐに出る効果ということだと思います。

それから、もう一つの大きな、見落としとしてはならない副産物がございます。認証というそもそもの許認可手続を、うまくすれば届出制に規制緩和する可能性が生まれるのではないかと考えております。本検討会に与えられておりますミッションは、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化でございます。登記前から登記後の手続において、ほとんどが届出で済む形になっておりますけれども、唯一、定款認証だけは面前での認証制で、手間とコストがかかり、ここが一番のボトルネックとなっています。ここを届出制に変えることができれば、オンライン・ワンストップによるスムーズな法人設立が可能になりますので、大きなポイントだと思っております。

ちなみに、私ども商工会議所は、商工会議所法に基づく特別認可法人であり、民間の会社と同様、定款自治で活動しておりますが、規制緩和の流れの中で、平成27年度に、これまで許可制であった定款変更を、標準定款を整備する条件の下で、届出制に変更していただきました。また、労使の一番重要な集団雇用契約書であります就業規則も、実は労働基準監督署への届出制になっています。つまり、これらは事後チェック制ということでございます。したがって、定款も届け出制にし、もし違法であれば、そこに限って行政が法律に照らして指導するということで対応可能であると思います。ぜひ官民双方の行政手続の時間を短縮することに加えて、法人設立の各手続を届出制に統一して、オンライン・ワンストップ化できないかという前向きな視点で御議論、御検討いただければと思っております。

以上でございます。

○大杉座長　ありがとうございます。

根本委員、お願いします。

○根本委員 御指名ありがとうございます。

御説明を伺うなかで、そもそも公証人による定款認証の必要性について、いまひとつ腑に落ちないところがございます。事務局の資料で英国の事例、法務省の資料でフランス、ドイツの事例にお触れいただきました。様々な事例があるのだと思います。なお、我が国におきまして、原始定款の認証が不要な会社組織があるとの御説明もございました。

加えまして、定款認証を受けた場合でも、設立無効のリスクを最終的に負うのは設立者であり、公証人ではないと理解しております。このようなことを考えますと、定款認証の効果や意義を再検討する必要があるのではないか。信用度が増すという効果であれば、例えば任意化することも考えられます。高い信用度が欲しければ認証を受ければ良く、ある程度の信用度で良ければ認証を不要とすることがあり得るのではないかと。

なお、今回の検討のスタートラインは、いわゆる「デジタルファースト」「ワンストップ」「ワンズオンリー」という3原則であったと認識しております。法務省が現状の制度に照らして様々な問題点を指摘されるのは理解しますが、資料の結論部分「定款認証が果たしている重要な意義を損なわない形で行う必要がある」を踏まえた具体的な御提案が提示されて初めて議論が前に進むのかと思います。3原則を貫徹する形で物事を処理する方向にぜひ進みたいと考えます。

○大杉座長 では、関委員、大久保委員の順序でお願いします。

○関委員 ありがとうございます。

今の根本さんの発言にも重なるのですが、デジタルファースト等の目的を達成することを念頭にぜひ検討を進めていただきたいと思っております。そういう意味で、ビジネス側の立場からコメントをさらにしたいのですけれども、私としては、事務局の提案された内容については賛成したいと思っております。

逆に法務省の御説明については、ちょっとよく理解できないところがございます。例えば、電子署名を付した文書については、作成した人以外は作成できないというのが、少なくともビジネスの中では広く認識されていて、そういう評価になっています。ですので、作成した人の意思が反映された文書になっているということで、それを否定してしまうと、実際に行われているビジネスのほとんどが大変な混乱になるというぐらい、広く利用され、広く評価されているものだと思いますので、公的な文書の取り扱いについても、そういう認識

で考える必要があるのではないかと思います。そういう意味で、法務省の説明された電子署名に対する社会的な評価についての疑義とか、そういったものについては、ちょっと認識が違うのではないかと思います。

また、モデル定款は、イギリスにおいてそういった例があることもございますし、もちろんモデル定款では満足できない、起業する方がいたら、それはそれなりに、モデル定款以外のものをつくって処理すればいいと思いますので、まずモデル定款を使ってデジタルファーストの理念の中で迅速な処理ができるような仕組みを構築すべきだと思います。

また、5 ページの一番下になるのですが、公証人の相談・助言機能とあるのですが、これは面前による相談・助言機能と言っていると思うのですが、なぜこれが面前でなければいけないのか、説明がなかったと思いますので、そのあたり、ちょっとよく理解できないと考えております。

とりあえず以上でございます。

○大杉座長 大久保さん。

○大久保委員 自分で会社をつくった経験から言うと、実際の実務では、ひな形があります。書士の先生が持っていたり、出回っているのがありまして、書式としては共通性が高いです。自分の場合はひな形のワード、変える項目のエクセルの2つがあり、それを合体させます。エクセルでは大体十数項目、名前、日付、株数、目的とかですね。目的もパターン化されていて、大体この範囲で書きますよみたいな例示がされていましたね。なので、ずっとITの仕事をしてきた経験から言うと、非常にパターン化しやすい。

ある程度のフォーマットは簡単にできるのではないかと。なので、モデル定款というのは非常に的を射たというか、すばらしいアイデアではないかと思うのです。

もっと言うと、既に現場においては、皆さん、多分、モデル定款的なひな形でやっているのではないかと。であるからこそ、面前ですとか、紙の手続はなるべく簡略化したほうがいいのかなと思います。

あと、もう一個、起業家サイドからすると、定款認証でオリジナリティを求めて時間を潰すというのはやりたくないですね。あのアンケートにも、本当にどうにかしてくれというのは殺到していたと思うのですが、例えば、会社で、資本金が少ない中で、一刻も早く事業を立ち上げなければいけないという中で、そんなこだわったところで時間を費やしてしまうのは、スピード重視の起業家の原理原則、行動パターンからすると、感覚からすると非常に違うのかなと思います。

素人の方で、変にひな形を変えると面倒なことになるというのがわからない方は、オリジナリティを追求しだしてしまうというのはあるかもしれませんが、普通はこだわりません。自分は会社の設立とか、自身でもしましたし、多数手伝っておりますけれども、そういう起業家からすると、ひな形の文言を変えるところはこだわるところではないです。事業がこだわるところです。こういう手続きは一刻も早くクリアして次に行きたいと、そういうのが起業家の心情ではないかと思います。

以上でございます。

○大杉座長 村上さん、できれば短めで、その後、法務省という順序でお願いいたします。

○村上委員 では、短めに。資料２－３を拝見して、法務省は本当にデジタルファーストをやりたくないのだなと感じます。先ほど根本さんが御指摘されたように、問題点の指摘だけで代案の提示がない資料は議論の妨げになるので、今後気をつけていただきたいと思います。

言いたいことは皆さんおっしゃったので、１点だけ。資料２－３の３ページの一番下に、「電子署名は、発起人の真意に基づいて定款が作成されていることの確認機能を代替できない。」と書かれています。これはすごいことを書いているなと思いました。その前に説明された、政府を挙げて進めている公的個人認証を真っ向から否定しているからです。そうであれば、この場で議論するのではなくて、もっと上のレベルの会議で、法務省は公的個人認証に反対ですと言ったほうがいいです。さっき話がありましたように、技術的には明らかに電子署名のほうが印鑑などより安全性の面で上回っている点が多いのに、こういった主張をされるのであれば、それなりの根拠を出していただきたいと思います。

以上です。

○大杉座長 では、法務省、お願いします。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 まず、３ページ目の電子署名は代替できないとか、社会の御評価というのは、電子署名の信頼性自体を否定しているわけではなくて、現行の制度においては、従来の署名と電子署名に同じ推定効、同じ法的地位が与えられているという整理が前提としてある。これと異なる、より高い、推定プラス、今、認証で行われている証明力を電子署名には付与するのだという整理は、法制一般から見て、一般的にそういう整

理はされていないということで、これを変えるのであれば、それについて、本当に社会全体の認識が成立しているのかという、こういう問題意識でございます。ですから、電子署名について、総務省のやっていることを否定しているとか、そういう趣旨では全くございません。

それから、面前性については、我々が重視しているのは、特に直接のやりとりをするという部分でございますが、代案がないと御指摘いただきましたが、例えば、今、オンラインの技術が発達しておりますので、面前でやっていることをテレビ電話会議システムみたいなものを使って、直接のやりとりという要素を残したまま代替するとか、そういう代替案は考え得るのではないかと思います。

また、モデルについて、数種類のモデルがあれば、大体の起業家はそれで足りるのではないかというお話もありましたが、この点については、今日は有識者の方にも来ていただいておりますので、実際、モデル的なものはホームページとかで出ているわけですので、本当にそういうもので足りているのかというところは、ぜひ今日の有識者の方にも聞いていただきたいと思います。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

以上の議論で何かが決まったというわけではなく、事務局と法務省においては、きょうの意見を踏まえて引き続き検討を進めていただきたいと思いますけれども、私から一言だけ申し上げます。前回の会議でfreee株式会社の木村さんに御出席、御報告いただいた中で、現在の業務プロセスをそのまま電子化することは絶対やってはいけないという御指摘がありました。その点も思い出しながら、引き続き御検討を進めていただければと思います。

それでは、第1の点について、特になければ、ここまでとしまして、日本公証人連合会の吉田常務理事におかれましては、御退席をいただいて差し支えございません。どうもありがとうございました。

それでは、本日2つ目の議題である「登記申請の処理時間」に移りたいと思います。現状の整理については後ほど事務局から説明がありますが、それに先立ち、電子化による手続迅速化の事例として特許庁から、特許申請における電子システムについて御説明いただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○殿川特許庁総務部総務課情報技術調査官 特許庁の情報技術調査官をしております殿川でございます。本日はよろしくお願いいたします。

特許庁の情報システムについての御説明ということで御依頼いただきましたので、特許庁でどのように申請を受け付けているかという点につきまして御説明申し上げたいと思います。

では、お手元に資料がございますでしょうか。パワーポイントなのですが、
「特許庁の情報システムの概要」といった資料を御用意しております。

「特許庁の業務について」ということなのですが、特許庁は、御案内
のとおり、発明、考案、デザイン、ブランドなどの知的財産権の保護・活用を
図るために、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の制度を運
営している機関でございます。

右下に1とあるスライドなのですが、特許権は年間32万件の出願を受け
付けております。また、実用新案権は6,500件、意匠権ですと3万件、商標権
ですと16万件の申請を受け付けております。

2つ目のスライドでございます。数の多い出願を受け付けるということで、
事務処理を効率化していく必要に迫られまして、歴史ということなのですが、
1961年に紙の出願原簿を管理している事務処理システムをつくることから
始まりまして、特許原簿の電子化とか、システム化を順次実現してきたとい
う歴史がございます。ただ、このころはまだ紙が出願書類や特許文献の原本
になっていたという、位置づけは変わっていなかったということでござい
ます。そこで、1984年に「ペーパーレス計画」が策定されまして、この中
では、特許情報をデジタル化して流通させることで、審査書類の物流の削
減、事務処理の効率化、特許情報提供サービスの充実化などを実現しつつ、
海外庁とのデータ交換であるとか、積極的な国際協力も進めてまいりました。

そして、3つ目のスライドなのですが、こういったことでペーパーレス計
画が策定されたのですが、1990年に特許と実用新案について電子出願受付を
開始しております。このころは専用機とISDNといったシステムだったのです
けれども、1998年にパソコンでの電子出願の受付を開始しまして、2000
年に意匠・商標・国際特許出願・審判の電子出願を受け付けております。
それから、ISDNからインターネットということで、2005年にインターネット
出願の受付を開始し、電子納付制度の導入をしております。

次のスライドなのですが、事務処理システムなのですが、特許庁の中では、
申請人から出願を受け付けまして、方式審査専門官による方式審査、それ
から、この場合、特許を例にしておりますが、公開公報の発行、そして先
行技術調査、起案、こちらは実体審査と呼んでいますが、特許の審査官が
審査して登録、そして特許公報を発行し、審判といったところで、この
事務処理を電子的に実現しているということでございますけれども、このシ
ステム全体は非常に複雑・大規模な情報システムと言えます。そして、こ
れは紙で出願もできるのですが、これについても電子化・データ化してお
りまして、出願書類のほぼ全てを電子的に処理できるシステムとなっております。

次のスライドでございますが、電子出願の手続の導入前は、漫画が描いてあ

りますけれども、この場合は紙ですので、形式的な軽不備であっても、方式審査を行う職員が目視で確認するほかなかったのですけれども、現在、電子出願をされておりますと、後で出てくるのですけれども、インターネット出願ソフトでの書式チェックの機能によって、そもそも申請のときに形式的な不備を減らすといったことを行ったりして、後の処理を効率化していることとか、あと、出願受付の後に自動方式審査を行うことで、方式審査を行う職員の目視確認件数を大幅に削減するといったことを実現しております。

次のスライドでありますけれども、6スライド目です。まず、手続なのですが、電子証明書を手に入しまして、「インターネット出願ソフト」をダウンロードします。特許庁に電子証明書と氏名等の届け出ができるのですけれども、こちらはこのソフトを使って実現できまして、この後は電子手続を行うということで、オンラインで完結している限りは印鑑は必要とされておられません。

そして、7スライド目ですけれども、この一連の手続をサポートするために、「かんたん願書作成」というソフトと「インターネット出願ソフト」を用意しておきまして、「かんたん願書作成」でファイルをつくって、これを「インターネット出願ソフト」に食わせてあげて、特許庁に申請を出すといった形になっております。

8スライド目ですけれども、こういった形で特許庁に出願書類を提出しますが、「インターネット出願ソフト」から出願するときには自動的にXMLに変換されます。その後、特許庁は出願を受け付けまして、形式不備がなければ、このまま自動方式完ということで、上のほうのフローに行きます。そして、形式的な不備があった場合、または書類によっては目視チェックしないといけない書類もあるので、こういったものは中で目視審査、それから、料金不足みたいな、システムの検知して対応できるようなものは、自動補正指令を機械的につけて決裁するといった形になっております。

9スライド目からは「かんたん願書作成」がどういうものかという説明なのですが、ソフトの中で特許とか実用新案とか、つくる書類を選んで、10スライド目ですけれども、書類をつくって、形式が合っているかどうかはタブの色でチェックでき、エラーがなければ緑色になるといった形になります。

そして、11スライド目なのですが、こちらで書式チェックをするボタンがあるので、こういったものでチェックして、不備があるところはメッセージを出すといったつくりになっていまして、12ページ目なのですが、不備がなければそのまま終わるのですけれども、あった場合には、HTMLは出せるのだけれども、「インターネット出願ソフト」に取り込むとエラーになるよみたいな表示が出るようなつくりになっています。

こちらまでが書類をつくるところでありまして、14スライド目に行っていた

だきまして、今度は「インターネット出願ソフト」にこのHTMLを食わせて、食わせるといいますか、入力してあげますと、こちらでも書式チェックが走りまして、例えば、使ってはいけないタグがあったとか、そういったデータのエラーについては、エラーと出ます。それから、必須項目がないよみたいなところだと、警告が出て、無理やり出願はできるのですけれども、方式審査の中で指令が出るような警告が出ることになっています。

ちょっと飛んでいただきまして、16スライド目は、「かんたん願書作成」でつくったHTMLの例があります。

それから、17スライド目ですけれども、「インターネット出願ソフト」から実際に特許庁に申請されたときにはXMLになっていますので、XMLの例と、それを実際に表示させたものが右側にあります。

こういったシステムを構築することで、特許ですと、大体98%の電子出願率でして、商標は個人出願人も多いので85%と、こういった割合で電子手続がなされているということでございます。

以上です。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

次に、事務局から検討の方向性について提示していただきます。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 資料3-2をご覧ください。2ページ目をご覧ください。現在の登記所で行われている処理フローの概要ですけれども、お伺いしているところでございますが、受付をして、調査をして記入・校合と、中身の確認をして、それをデータ入力して、最後、了とするという流れだと認識をしております。

特に調査過程というところですが、オンライン申請であっても、現在、紙で打ち出して目視確認をされているとお伺いしています。確認している内容でございすけれども、定款の記載内容の審査ですとか、あとは登記事項等、書面と突合して、発起人の名前が違ふとか、住所が違ふとか、そういう確認をしてございまして、会社の商号が違ふとか、そういうところが一致しているかを確認されているとお伺いしています。

こういう中で、特に補正といいますか、修正がない場合でも、地方で2-6日、東京で2-8日を要していて、特に登記申請が混む時期では、さらに時間を有するとお伺いしています。

これについて、先ほど御説明させていただいたモデル定款を使いますと、より審査が可能になるのではないかと。また、形式が標準化、定型化されることによって、機械審査もできるようになるのではないかとということで、これで審査

の質を確保しつつ、迅速化ができるのではないかと考えてございます。

3 ページ目をご覧ください。先ほど特許庁の特許出願審査の御紹介がございましたけれども、こちらでまず自動入力チェックフォーマットということで、記入漏れを事前防止するというも行われていますし、形式的な確認につきましては、自動でフラグを立てて目視支援を支援するというで、やりやすくされていますし、明らかな不備は自動で補正指示が出るということがございますし、一切直す必要がないものはそれで完了するというで、相当多くのものが次のプロセスに進んでいるとお伺いをしています。これは何かと申しますと、機械判読可能な形でデータをもらって、自動化をして、形式的な確認に係るコストを最小化されていると理解しています。

では、どういうところを目指すかが4 ページ目でございまして、海外、イギリス、フランス、カナダは、オンラインの場合、24時間以内で行われておりまして、日本の場合の3日以内とは時間の差が相当違う。エストニア18分というのがございます。

5 ページ目をご覧ください。そういうことを踏まえまして、処理フローについて、オンラインでモデル定款にのっとって行われた会社設立登記申請については、申請受付後24時間以内に審査を完了することとしてはどうかと考えてございます。このために具体的な作業内容を明らかにして、いかにしてそれを短縮するかという方策を検討して対応をとることが必要ではないかと考えてございます。さらに、ここにつきまして、特許庁のシステムのような形で、機械判読可能な形でデータを見ると、確認作業が相当自動化されてくるということで、こちらの場合は1時間以内を目指すべきではないかと考えてございます。

以上でございます。

○大杉座長 ありがとうございます。

次に、法務省から御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○松井法務省民事局商事課長 商業登記を所掌する法務省民事局商事課長の松井と申します。

資料3-3に沿って御説明しますが、1 ページ目の左側にあるように、会社の設立には定款作成、出資金の払込み、機関の具備などの手続が必要です。登記所における設立登記の審査は、この実体法上の要請を担保するものでございます。定款の記載がそのまま登記事項になるものもありますが、審査の難しい場所は、複数の添付書面の論理的関係を踏まえて手続の流れを順次確認する部分でございます。例えば、本店については、定款で最小行政区画まで記載がさ

れ、その後、具体的な番地は発起人の過半数によって定まります。ですので、再生事務局のペーパーの２ページ目は不正確だと考えています。資本金については、定款記載の最低出資額を前提とした上で、発起人全員の同意により割当株式数と払込金額が決まる。その払込金額に従って、登記官は、預金通帳の写しを見て、いつ誰が誰に振込みをしたかを考える。その上で、払込額のうち、どれだけ資本金に組み入れられないか、これを考えながら資本金計上証明書を見る、このような過程を経て資本金を審査いたします。取締役についても、選任権者による適法な選任決議があったか、それに対して就任承諾があったか、そして、氏名、住所、本人確認証明書を運転免許証などで確認するということをしております。

１ページおめくりください。商業登記の役割ですが、会社の信用の維持を図り、取引の安全と円滑に資するということにございます。下の赤枠に書いてあるように、法人格は観念的ですので、そのままでは安全で迅速な取引ができない。そのために登記簿があり、これは会社にとっても証明する労力が要らない、取引相手にとっても調査が要らないということで、紛争を未然に防止して社会的なコスト削減に資するというものでございます。

もう１ページおめくりください。近時、商業登記の真実性の確保について、要請が非常に強うございます。日弁連の意見書を読みますと、ここ数年、株式会社の法人格及び商業・法人登記の制度並びに信用力を悪用した業者による被害が増加している。株式会社における取締役等についても、その住所や実在性を担保し、就任意思を確認して、本来の職務を行わせるべくその自覚を促すために、就任時に印鑑登録証明書の添付を必要とすることは有用であるとされています。また、内閣府消費者委員会からは、法務省は、代表権を有しない取締役等の登記の申請に当たり、実在しない者の名義が冒用される事例の把握に努め、その結果を踏まえ、登記事項の真正を担保するための措置を考えるべきとされておりまして、これらを踏まえ、平成27年、平成28年にそれぞれ省令改正をしているところでございます。そのため、添付書面は若干増加しており、登記所には慎重な調査・校合が求められている現状にございますが、省令改正の際のパブリック・コメントでも、真実性の確保が重要であるという方向性については異論はないと考えております。

１ページおめくりください。このように真実性の確保の要請が高まる中でも、法務省としては、設立手続の迅速化・合理化に取り組んでいるところでございます。まず、現在、登記情報システムは更改作業中でして、再生事務局にもお伝えしましたが、平成27年度に要件定義、昨年度に設計、本年度に既に開発の段階にあり、今後、平成32年度以降に各登記所での機器更新というスケジュールのもとで、システムを大いに活用した処理を進める予定でございます。ここ

に書いてありますように、各行政機関における登記情報の連携、二次元バーコードの活用、また特許庁と同様に申請情報と登記情報の自動突合等を行う予定であり、これらの検討に対しては、CIO連絡会議におきまして、設立登記につき時間を要する原因は何か、サンプル調査を実施したところ、専ら登記申請に必要な添付書面が足りないなどという補正に要する時間が多いことから、法務省ホームページの登記申請書記載例を充実させることなども考えております。

さらに、会社の設立登記については優先処理をして、これらの取組によって原則として3日以内に登記を処理することを考えております。そして、重要なのは、常に費用対効果が求められており、この取組ではシステム運用経費が33%削減される予定ということでございます。

5 ページ目、6 ページ目は、サンプル調査の結果を参考までに添付しました。青が東京法務局、緑が甲府地方法務局です。資料では、処理日数がグラフで示され、補正事件の処理に時間を要していること、また、6 ページ目を見ると、東京では司法書士の申請率は半数程度であって、代表者の本人申請や会社従業員の申請では補正率が高いことがわかります。

なお、資料にはございませんが、設立登記のオンライン申請は、公的個人認証電子証明書でできますが、代表者の本人申請によるものはほぼ0%で、ほとんどが資格者代理人、すなわち、司法書士の方が司法書士電子証明書によって設立登記をするというものでございました。全体としては、現在、約52%の株式会社の登記がオンライン申請になっているところでございます。

以上を踏まえて、再生事務局の御提案について意見を申し上げます。まず、再生事務局の御提案では、モデル定款の場合に、定型化により審査が容易になり、突合作業の自動化も可能で、24時間以内に審査を完了すべきとされておりますが、冒頭に申し上げたとおり、審査の難しい箇所は定款との単純照合というよりも、複数の添付書面相互の論理的関係の把握でございます。ですので、その点、現状認識が誤解されていると考えております。

また、再生事務局のペーパーの5 ページでは、現在目視による調査過程を全て自動化するとされておりますが、添付書面のうち、例えば預金通帳の写しなどは書面の様式を強制できないところ、目視による調査過程の完全自動化などは到底できないと思います。特許庁資料の8 ページでも、イメージデータについては目視審査とされているところでございます。

そして、御提案に係る受付後1時間以内の校合完了については、他の事件がなければ今でも可能ですが、複数の未済事件があるからこそ難しいと思います。

なお、イギリス、カナダについて、1日処理の紹介があったので法令を確認したところ、カナダでは、添付書面は定款のほか2種類しかなく、我が国のように添付書面で実体法審査を行う法制とは全く異なりました。イギリスでも、

払込みを証する書面や役員の本人確認証明書の添付が求められていません。このように、登記の真実性に関する国民の要請の違いを無視して、単純に時間の比較をするのは適当でないと考えます。

先ほどシステム開発の話をしていましたが、御提案に係る処理時間の数値目標は、検討するとしても、次の次のシステム更改となる、おそらく約10年後の実施にならざるを得ませんが、その前の平成32年のシステム更改後の状況や、頻繁に取り上げられる会社法改正の動向など、前提事情が極めて流動的であって、提案内容として受け入れ難いと考えております。ただし、法務省としては、今後原則3日以内の設立登記完了の実現を目指しつつ、不断に処理時間の短縮化に努めて参ります。

あと1分ほどいただきたいのですが、なお、処理時間の数値目標については、次の点も考慮が必要です。事務処理のコンピュータ化がされるときは、基本的に国家公務員の定員も合理化により削減されます。ですので、単純に処理時間が削減されるわけではございません。

もう一つ、一定の設立登記の優先処理、すなわち24時間処理については、例えば、ディズニーのファストパスを思い浮かべていただきたい。待ち時間なしとすれば確かに聞こえはいい。評判がいいかもしれない。しかし、それでは、ファストパスの方だけがどんどん先に行き、一般のお客様は乗車できない。不満が高まります。だからこそ、実際には、ファストパスのお客様と一般のお客様をうまく調整しながら進めているという現状だろうと思うのです。設立登記の優先処理も同じであって、CIO連絡会議で3日以内とされたのは、それ自体厳しい目標ではありますが、他の登記申請、ここにいらっしゃる経済団体の皆様の既存会社の変更登記申請とのバランスを適切にとるようにするという配慮もあるものと考えております。

以上、随分先の将来の時点の数値目標を定めることが難しいこと、また弊害があることを御説明いたしました。添付書面の審査については、より詳しく、まずは隣にいらっしゃる日本司法書士会連合会の樋口常務理事にお話を伺っていただきたいと考えております。

以上です。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

それでは、樋口理事に御発言をいただき、その後、合わせて20分程度の自由討議ということで、よろしくお願いいたします。

○樋口日本司法書士会連合会常務理事 日本司法書士会連合会常務理事の樋口威作夫と申します。ありがとうございます。

まず、法務省の資料３－３の１ページにありますとおり、これらのいわゆる添付書面を我々が資格者代理人として行った場合でも、これを別送することになっております。要は、目視を少なくして完全自動化するというのは、システムのことは全くわかりませんので、その点は御容赦をいただきたいのですが、例えば、日付であるとか、時間の整合関係とか、そういったものが、設立といえども、それが狂ってくると到達点まで行かないというのが実際でございます。それが今、実際、我々がやっていることであり、登記官の審査の過程でやっていることであって、こういう調査過程の完全な自動化が果たして可能なのかどうかはちょっと疑問に思います。これはシステム環境のことなので私はわかりませんが、そういうところでございます。

○大杉座長 どうもありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

○宮内委員 宮内でございます。

私は特許庁のシステムはずっと使わせていただいております、非常によくできたシステムだと考えております。特に多くのひな形が用意されていて、適切なものを使うというのは非常に充実していると思いますし、提出前に正式のチェックを行いますので、無駄なやりとりもないということで、非常によくできていると思います。今回の登記についても、例えば、書類の不足とか、相互の関係のチェックとか、そういうものが必要だということはもちろん認識しておりますけれども、添付書類についても何らかの形でフォーマットを用意するとか、そういう方法を考えれば、相当の部分が自動化できるのではないかと考えています。全部は無理だというのはもちろん理解してございますけれども、かなりの部分ができるのではないかと考えています。添付書類について、例えば、住民票の写しとか、そういうものはマイナンバーカードの署名、総務省で代替できるので、そういうところはもちろん電子化がすごく簡単なところだと思っております。

以上です。

○大杉座長 続いて、根本委員、お願いします。

○根本委員 ありがとうございます。

法務省の御説明を伺いまして、デジタル化できない部分は見当たらないというのが率直な感想でございます。今回このような検討を行っているのは、国全体として生産性向上を目指すなかで、電子化のメリットを享受するためには、

一連の業務の流れが全部デジタルで完結しなければならないという問題意識に基づいてございます。恐縮ながら、申請データを紙で打ち出すという作業工程があると、全体の効率性を大きく引き下げることになります。全体的に事務局の資料にある見直しの方向性に賛同いたします。

デジタル化できない部分は見当たらないと申しあげました。登記の即時完了も念頭に置きながら、調査過程と記入過程に加えまして、校合過程の自動化も検討いただきたいと思います。 「デジタルファースト」「ワンストップ」「ワンスオンリー」の3原則を貫徹することを前提にスタートしていただき、デジタル社会にふさわしい業務改革を強く求めたいと思います。正直に申しあげまして、法人設立の分野で世界ナンバーワンを目指すとなると、10年後のシステム更改を待っていてはとても難しい事態になり、最初から世界一は諦めることになりかねないという危機感がございます。

以上です。

○大杉座長 関委員、お願いします。

○関委員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。法務省の御説明で、よく理解できないのが、現在のいろいろな書面を前提としたプロセスをシステムに置きかえることを前提として考えているように見受けまして、根本的にデジタルに変えたらどうなるのかという視点での検討をぜひやっていただきたいと思います。3日というのはやはりちょっと遅いのではないかと思いますので、24時間とか、あるいはエストニアは18分と言っているのだから、それより短くというぐらいの気持ちで、ぜひ根本的な見直しをして、早い処理になるようにシステム設計、あるいは制度設計をしていただきたいと思います。

あと、1点質問なのですが、法務省の資料の5ページにグラフがあるのですが、例えば、東京局ですと、補正ありと補正なしで山になっている部分が日数的には余り変わらないし、甲府局だと若干ずれがあるのですが、それでも、そんなに大幅な違いはないような感じがするのですが、どういう処理、プロセスにどれだけ日数かかっているのかをもうちょっと詳しく教えていただけるとありがたいなと思いました。こういう質問でございます。

○大杉座長 では、先ほどの点について、今、可能であれば御返答いただけますでしょうか。

○松井法務省民事局商事課長 ありがとうございます。

まず、添付書面についてフォーマットを用意すべきというお話と、デジタル化できない部分が見当たらないというお話をいただきました。一般に、添付書面は、法務省で作るひな形で決まるものではなく、例えば、就任承諾書にあっては、会社の役員となる方が会社に対して出すものですし、株主総会や取締役会の議事録も会社内部の書類でございます。我々の方もデジタル化を進めたいと思っておりますが、ぜひ経済界の皆様方におかれては、そのあたりの御尽力をお願いしたいと考えております。紙を打ち出して審査をするという点は、我々の方も、もう少し考えるべき点があるのかもしれませんが。

御質問のございました資料5ページの補正あり、補正なしの違いですが、資料の折れ線だと分かりにくいのですが、左側の数字の補正割合を見ていただくと、例えば、東京法務局の期間7日目では、補正なしだと1.7%に対し、補正ありだと10.8%というように、よくわかるのではないかと思います。これは、添付書面に不備があるというものと思いますが、それを電話で求め、出してくださいと言う、しかし、それでもなかなか出していただけないことによって処理が遅れているということであろうと思っております。

そして、書面をデジタルに置き換えるという前提ではなく、もっと根本的にデジタルに変えたらという視点で考えるべきという御指摘もいただきましたが、商業登記の根本は、会社法の定める手続の遵守を確認することでございます。デジタルによるからといって、安易に審査事項を減らすことは到底できないと考えておりますし、それによって設立無効という事態が起きてしまうと、その会社のみならず、取引相手の皆様にも多大な迷惑を掛けることになります。ですので、例えば、住民票の代わりに公的個人認証電子証明書をという形もあるとは思いますが、それ以上に抜本的にというのはなかなか難しいことを御了解いただきたいと思います。

以上です。

○大杉座長 村上委員、引き続きお願いします。

○村上委員 今後、検討するにあたっては、調査・記入、校合などで行う具体的な作業内容を明らかにする必要があると思います。最初の登記だけではなくて、次回以降議論する社会保険にも関係しますが、作業のフローと、各作業で要している時間や処理件数などを一度明らかにした上で、どこがどうデジタル化するか、逆に言うと、デジタルに対応できない部分はどこだということを具体的に検討するのがいいと思います。全てのケースをやると大変なので、例えば、補正ありと補正なしだとフローがこうのように違います、補正なしの場合にはこの作業やコミュニケーションにこれだけ時間かかっていますというのがわか

ると、改善策について、みんなでアイデアを出し合えると思います。このような「見える化」の作業について、この検討会の基本スタンスとして取り組んでいただければと思います。

以上です。

○大杉座長　ありがとうございます。

大久保委員、お願いします。

○大久保委員　補正の件ですが、出し直しは、自分も経験あって、出すのも大変でしたが、受け取る法務局の方も御迷惑だったかもしれませんね。自動化になると、デジタルチェックにすると、出す前の段階で、これが足りないので先に進めないみたいなことができるのではないかと思います。補正などで時間がとられると起業家も負担だし、現場の受ける役所の方、士業の方も何も生み出さない作業を残業してやるという、誰も得をしていない状況を少しでも減らせると良いのではないかと。

あと、悪用されるのではという懸念が３ページに出ています。株式会社の信用を悪用した例が出ていて、そういった問題が起こらないようにというのも重要なのですが、多くの起業家はそうではありませんので、多くの普通の起業家に非常に負担がかかってしまっています。そして現状、面前で確認しても見抜けないから問題が起こっているわけです。

今の面前確認で見抜けているのであれば、そういう話にはならないわけですね。

電子化できるもう一個のメリットは、いろいろなデータベースを突合したり、注意しなければいけないリストとか、そういったものと自動で突合するという技術革新ができるのではないかと思います。１番目は補正をもっと簡略化できるのではないかと。２番目は、目視は、ゼロにならないにしても、さらに品質を上げることにはできるのではないかと。さらにスピードアップできるのであれば、とてもいいのではないかと感想でございます。

以上です。

○大杉座長　ありがとうございます。

委員の方でなくても結構ですので、どなたか御意見ございますでしょうか。では、お願いします。

○松井法務省民事局商事課長　今、大久保委員から御示唆をいただき、ありがとうございました。我々も技術の進歩に伴って、添付書面相互間の関係につい

ても、もし可能であれば自動化ができれば、事務の効率化に役立つものと思っています。特許庁で、最先端の技術でもイメージデータを目視でやっていらっしゃるということで、今は難しいのかもしれませんが、今後も随時考えていきたいと思っています。

以上です。

○大杉座長 大もとの確認として、現在、商業登記所で行っている登記を100%、全部自動化しろということではなかったですね。事務局は、目視の範囲をかなり減らせるという御趣旨でしたか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 特許庁のイメージデータというのは何かによると思うのですけれども、基本的にテキストデータのものが多いのだとすると、ほとんどのものがデジタルで、機械で確認をできるのではないかと考えていまして、デジタルファースト、デジタルでベースでやって、どこまで行けるのか。目指すところは100%を目指して、それでどこまでできるのか、できないものは何かといった場合に、それについて規制をどう変えていくのかとか、そういった視点で、そもそもこれで達成していようという目的、効果は何かというところも踏み込んで、つまり、BPRの思想も持ってデジタルファーストでやるということが追求すべき点だと思っておりまして、その中でどこまでできるかということで、では、残ったものについてどう考えるかという観点ではないかと考えております。特許庁の場合ですと、商標のイメージデータは、意匠とか、絵が残るのは間違いのないと思いますし、それとこういったもの、もちろんPDF化ではなくて、発起人の承諾書も電子化して、それに電子署名がついて、それを自動的に突合するとか、現行のものとはちょっと次元の違うものを目指して何ができるかということを目指して行って、その末にどこまでできるかということではないかと考えております。

○大杉座長 では、ここまでの御議論いただき、ありがとうございました。

では、関さん、手短にお願いできますか。

○関委員 先ほど、法務省の資料の5ページのグラフの質問をしましたが、補正ありについては出し直しということで時間がかかるケースがあるということで理解しました。ありがとうございました。補正なしのところにおいても、例えば、東京局で言うと、4日目あたりにピークがあるのですが、これだけ時間かかっているというのは、具体的に何をどれだけやっているのかを御説明いただけますか。例えば、申請が集中することによって時間がかかるということで

あれば、システム化によって相当それは削減できると考えていいのかどうか。

○松井法務省民事局商事課長　ありがとうございます。

サンプル調査の結果によると、設立登記の事件１件当たりは大体50分程度で終わっているようですので、完了までに４日かかっているというのは、単純に事件数が非常に多く、従事職員数が足りていないからということだと思います。自動化によりまして、先ほど来申し上げており、自動突合だけでなく、添付書面間の論理的関係を見ることが必要なもので、ある程度は短くなるかもしれませんが、劇的にどこまで短くなるかは分かりません。また、事務処理が合理化されると定員が削減されるということもございますので、様々な事情によるということでございます。

以上です。

○大杉座長　ありがとうございました。

第２点につきましても、事務局と法務省において、これまでの御意見を踏まえて引き続き検討を進めてください。

それでは、最後の議題である「会社代表者の印鑑提出のあり方」に移ります。

まず、事務局より、現状の整理と検討の方向性を提示していただきます。

○川村日本経済再生総合事務局参事官　資料４－１をご覧ください。１ページおめくりいただきまして、現状の法制度がどうなっているかということでございますけれども、真ん中にございますけれども、株式会社の設立というのは、登記をして成立をする、登記申請は会社の代表者がするとなっております。申請書には申請人・代理人が記名押印しなければならないとなっていて、押印する者はあらかじめ印鑑を提出しないといけない。提出がない場合は申請が却下されるというのが法律の立てつけになってございます。

３ページ目をご覧ください。今、どうなっているかというと、書面の場合は印鑑を押したものを出して、印鑑を押して提出することなのですけれども、オンラインの場合も、電子署名を添付して、登記所に送信して、さらに印鑑を提出することになってございます。先ほど御紹介がありました特許庁の制度でございますと、紙の場合は印鑑を出して印鑑を保存していただいて、その真正性といいますか、それを申請者がやっているかどうかを確認されているということでございまして、オンラインの場合は電子証明書を提出して、追加で印鑑を求めていることはございませんと、そういう形になってございます。

４ページ目をご覧ください。電子署名・電子証明書ということでございますけれども、今、電子証明書のニーズは非常に高まってきている状況にあるので

はないかと考えてございまして、公的法人認証サービスというか、マイナンバーカードは、事業者から見るとコストゼロでもらえるものがあるかと思いますが、これにひもづけ、会社代表者のものがあれば、さらに電子化が進むというメリットがあるのではないかと考えてございます。

例で紹介させていただいておりますけれども、従来は印鑑証明書が求められて、印鑑を押してやる典型的な契約である金銭消費貸借契約がございしますが、法人間の金銭消費貸借について、今、電子署名・電子証明書でやるというサービスが提供され始めたというものでございます。三井住友銀行のものでございますけれども、古い常識や慣行を乗り越えて、新しい融資取引の形を創造するとうたわれておりまして、紙がなく、署名押印も不要だと。手続時間の短縮、コスト削減に寄与、改ざんも安全であると認識をされているようでございまして、この審査プロセスも紙ベースの点検から画像ベースで点検を効率化されてスピードアップが図られているようでございます。こういったことを考えますと、既存の電子証明書と、さらにこれを便利にしていくということで、意義が高まるのではないかと考えてございます。

５ページ目は先ほど総務省から御紹介をいただいたので飛ばしまして、６ページ目でございます。ここをどう考えるかということでございますけれども、オンライン申請を行うものは印鑑の提出を不要としてはどうか。その場合、電子証明書の提出を求めて、印鑑を使わない法人の登記を認めてはどうかというものが１点目でございます。

もう一点目が、現行の印鑑証明書と同様に、既存の、既に提供されている個人の電子証明書なりが会社の代表者のものであるという属性のひもづけを認証するといえますか、確認することを提供すると、非常に安価にサービスが提供されるような、広がる可能性があるのではないかと考えてございます。

○大杉座長　ありがとうございます。

次に、法務省から説明がございします。よろしくお願いいたします。

○松井法務省民事局商事課長　商事課の松井から御説明します。

再生事務局の御説明のとおり、登記申請書の押印は印鑑届書の印鑑を用いるとされております。これが資料４－２の機能①でございします。しかし、会社代表者印の届出は、設立登記申請のためだけではございません。機能①の括弧書きで示したように、設立登記後に必要となる登記申請において、会社の保管する登記所届出印によって、会社としての登記申請意思を確認すると、こういう機能がございします。そして、会社が成立した直後から会社の意思を示す手段として、会社代表者印が利用されているのが現在の制度でございします。

また、機能②のように、一定の場合に登記の添付書面が軽減され、機能③は御承知のとおり広く一般に印鑑証明書が利用されているところでございます。

第1回検討会では、左下の箱のように、委員から、印影の鮮明さやサイズ固定の問題を解消できる技術を前提にPDF等のデータのオンライン提出を認めるべきというお話もございました。これによっても、オンライン・ワンストップ化ができると思います。これについては、資料に記載のとおり、一定の規格を定め、申請会社がこれに基づいて送信する必要がありますが、そういうニーズやシステム改修費用などを踏まえて検討されるべき問題と考えております。

他方、再生事務局からは、再生事務局のペーパー6ページ、上の1つ目の提案のように、設立登記をオンライン申請で行うものは印鑑提出を不要にして、電子証明書の提出を求めているかどうかという御提案がありましたが、法務省の意見は次のとおりでございます。まず、設立に際して、登記所に印鑑を提出するか、電子証明書によるかを選択制とした場合に、現在の状況を見る限りは後者の電子証明書を選択する会社は少ない。登記所における画一的処理が困難となって、登記の迅速化にはマイナス要素となる。政府全体として、証拠に基づく政策立案、EBPM（Evidence Based Policy Making）を推進すべきと言われておりますが、将来的にこういう選択制を目指すのであれば、印鑑を利用しないという利用者の数やニーズなど、資料に記載したような諸事情を具体的に把握することが必要だと考えております。なお、現在でも印鑑証明書を利用しないで電子証明書による取引が可能ではございますが、まだその普及の程度は十分ではありません。このような実態調査の上で、印鑑を提出するのか、それとも会社成立時以後の会社の意思を示す手段として商業登記電子証明書を取得するかを選択制について、慎重に検討がされるべきと考えております。

再生事務局の資料4ページでは、公的個人認証電子証明書と会社代表者の属性の紐づけというキーワードが表われまして、6ページでは、既存の電子証明書が会社代表者のものであることを認証する業務を行ってはどうかという御提案もございました。これは、公的個人認証電子証明書を会社代表者のものとするということのようですが、いわば個人保管の実印を会社代表者印とすることを推奨しようとすることになりまして、会社のコンプライアンスの観点から強く反対をしたいと思っております。すなわち、会社の機関決定なく、権限濫用による登記申請などがされる危険が高まる。登記の真実性確保の要請にもとると考えております。

ここにいらっしゃる委員各位の会社では、個人の実印を会社代表者印にされていらっしゃるでしょうか。法律家であれば、その危険性は明らかでございます。例えば、「〇〇会社何某」という記載があるとして、その者の行為の効果が会社に帰属するか、それとも、会社名は単に肩書を示すだけで個人に帰属す

るかという典型的な問題がありますが、実際の事実認定の上では、個人の実印を使うのか、会社印を使うのか、どちらによっているのかが、非常に大きいポイントになってまいります。

電子署名によって電磁的記録の真正な成立が推定されますが、公的個人認証電子証明書と会社代表者のものを混同すると、その推定の効果は非常に低い、覆されやすいものとなりかねず、法的安定性を害するものと考えております。なお、再生事務局は、資料３ページで、特許出願における電子計算機及び電子証明書の届出制度を参考にされたようですが、私の方で電子出願ソフトサポートサイトを見たところ、会社がオンラインによる申請を行う場合には、商業登記電子証明書に限るという記載がございまして、公的個人認証電子証明書を使う届出はないものと理解しております。ですので、全く参考に値しないといわざるを得ません。

また、再生事務局の資料の５ページ目に、マイナンバーカードを活用した法人間取引のイメージというのがあって、その絵の中で、法人Ａ社長が社長のマイナンバーカードで電子署名をするという記載がございしますが、その少し上の※印にあるように、あらかじめ登記事項証明書及び代表者印の印鑑証明書の提出を受けることによって代表権の意思の確認を行うことになっております。すなわち、社長がマイナンバーカードを使うときは、会社代表者印の印鑑登録証明書の提出とセットであるという制度設計になっています。今回の議論は、印鑑の提出をしない場合という御提案でございしますので、このイメージ図をここに記載されるのはミスリードではないかと考えております。

最後に、再生事務局の御提案は、当方の知っている知識では技術的に実現できないのではないかと考えております。すなわち、公的個人認証電子証明書は、その認証局において署名検証と有効性確認を行って、氏名、住所、生年月日につき、異同の確認を行っているところでございますが、こういう電子証明書について、他の機関が別の情報を紐づけて、公的個人認証の認証局と別の機関の認証局とが、いずれも署名検証、有効性確認に応ずるということは、当方の持っている知識では、実現できないのではないかという疑義を抱いております。ですので、事務当局には具体的に、現在どういう形で御提案のような複数の認証局における紐づけ認証がされているのか、御教示いただきたいと考えております。

また、このような再生事務局の御提案につき、委員の中で御理解される方がいらっしゃるのであれば、その技術について我々に御教示いただきたいと思っております。

以上でございます。

○大杉座長 どうもありがとうございます。

それでは、ここでも20分ほどの自由討議を行いたいと思いますので、できれば名前の札を上げて意思を示してください。いかがでしょうか。

では、私が認識した順番ということで、根本委員、村上委員の順番でお願いいたします。

○根本委員 法務省の御説明の最後の部分が逆に私にはよくわからなかったのです。現在、マイナンバーを活用した事務に関する情報が行政機関間でひもづけをされている現実があると思いますので、それが技術的に不可能と言われる趣旨がよくわからなかったというのが率直な感想でございます。デジタルファーストの観点から、電子署名・電子証明書の使用を原則にすることは決定事項だと理解しておりますので、それに沿って様々な制度や手続を見直していくことが必要と思っております。とりわけ公的個人認証の電子証明書は、マイナンバーカードの交付時に無料でカードに搭載されますので、仮に会社代表者の電子証明書を提出する法人の登記が認められれば、マイナンバーカードの普及にもつながると思います。本末転倒かもしれませんが、政策的に求められておりますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

それから、別の場ではございますけれども、印鑑の必要性に関して議論もなされている状況です。デジタル時代の本人確認や意思確認のあり方も議論されているわけですから、法務省も他の様々な検討体の議論の状況を把握していただき、全体の議論の流れに沿って、デジタルにするという原則を崩さないなかで、現行の制度、手続、行政をどのように見直せば全体の生産性が最も向上するのかという形でぜひ検討していただきたいと考えております。

○大杉座長 では、村上委員、宮内委員の順序でお願いします。

○村上委員 では、2点だけ。1点目ですが、今、根本さんおっしゃったように、印鑑が本当に本人の意思確認や真正性証明に有効なのかという点は、技術的な面も含めて、電子行政分科会の下のワークショップなどで議論されていきますので、そこでの議論を参考にするのがいいと思います。

また、先ほど、個人の印鑑を会社の業務で使うことはあり得ないし、それはコンプライアンス上問題があるという御説明があったと思いますが、外資系企業などでは個人がサインををすると思うのですけれども、それはどう理解をすればいいのか教えていただければと思います。

○大杉座長 では、宮内委員。

○宮内委員 宮内でございます。

まず、御説明をいただいた中で、印鑑の登録で会社の登記設立意思を確認するという御説明がありましたけれども、何で印鑑を登録すると設立意思が示せるのか、ちょっとわからなかったのですけれども、これは御説明いただきたいと思っています。その場合に、それで意思が確認できるとすれば、物理的な印鑑ではなくて、電子証明書の発行申請、いわば公開鍵の登録ですね、これだっ
て同じことだと思っていますので、何も物理的な印鑑に限るものではなさそう
だと考えています。社会的にどうしても物理的印鑑が要としても、登記の
ときは電子的なものだけでどんどんやってしまっ、その後で物理的印鑑を登録
する、今と逆の順番だってもちろん考えられるので、登記の時点で物理的な印
鑑が必要ということは余りないのではないかと考えています。

それから、先ほど御説明の中に、ひもづけをする情報はどうやって管理する
のだというお話があったかと思いますが、PTI、公開鍵認証基盤などの技術では、
属性証明書、アトリビュートサーティフィケートという形でよく議論されてい
るものでございます。普通の電子証明書は、本人が誰かということ、公開鍵
に基づく本人をアイデンティファイするものですが、属性というのは、
この人がどういう属性を持っているかを証明する、そういうアトリビュートサ
ーティフィケートという技術もありますので、これがどこまでどう使えるかは
ここで議論することではございませんけれども、そういう技術があることを御
認識いただきたいと思います。

それから、余談ですが、契約の帰属がどうなるかというのは、どの印
鑑を使っているというだけではなくて、普通は本文を見ればわかります。頭書
きに何々会社と何々会社は何々の契約をすると書いてあったら、それは会社の
社長としてやっているに決まっていますし、誰々は保証人として以下を保証す
ると書いてあったら、それは本人としての保証人ですね。普通は大体、契約の
本文を見ればわかるので、判子だけ、あるいは署名だけで区別がつかなくて
はないということは必ずしもないと思います。管理の問題は少し考えなけれ
ばいけないと思いますけれども、区別がつかないことはないと思います。

以上です。

○大杉座長 ここまでで一度、法務省から。

○松井法務省民事局商事課長 まず、紐づけの認証について、お二方からお話
があって、私もこの御提案がちょっと分からないのですが、今、お話のあった

属性認証というのは、単一の認証局がプラスアルファで属性を認証しているということでもないのですか。

○宮内委員 それは両方あります。ものとしては、どちらもあり得ると思います。

○松井法務省民事局商事課長 そうでしたら、再生事務局から具体的な仕組みをお伺いしたい。我々は、全く中身が分からないということでございます。

次に、印鑑という制度を維持するかどうかについては、両論あり得ると私も考えておりまして、資料４－２の右の箱にあるように、登記所に印鑑を提出するか、商業登記電子証明書を取得するかを選択制については検討する余地はあり得ると考えております。ですので、デジタル化に反するというつもりは全くございません。既に運用されている商業登記電子証明書は、会社の存在の証明、会社の代表権限の証明、そして本人性の証明を行っておりますので、その普及促進に努めてまいりたいと考えております。

私が申し上げたのは、公的個人認証電子証明書を会社のものとして使うことについては、非常に問題が大きいおそれがあるということでございます。先ほど宮内先生は、印鑑だけで決まるものではないとおっしゃいました。確かに、印鑑だけではなく、契約書その他の事情もあると思います。しかし、私も裁判所に勤務しておりましたけれども、総合的な判断の中において印鑑の占めるべき役割が大きいことは、先生もおそらく御承知のことだろうと思います。そして、会社の意思を表わすのに印鑑でなければいけないのかと言われますと、確かにそうではない。しかし、商業登記電子証明書は、会社代表者印と同様に会社で保管され、他方、公的個人認証電子証明書は、個人の実印と同様に個人で保管されると思います。その保管状況から見て、商業登記電子証明書を使うというのであれば、会社の意思を反映している蓋然性が高いと考えた次第でございます。

海外のサインはどうかというお尋ねもございました。確かに海外においてはそのような区別がないのかもしれませんが、現に我が国では印鑑が利用されており、印鑑の有する意義に関する最高裁判例を踏まえる限り、我が国の取引では、この点は非常に重要だと考えております。

印鑑が実務的に今後なくなる方向にあるという委員各位の認識については、あえて異論を申し上げるつもりはありません。ただし、オンライン利用促進につきましては、御承知のとおり、平成13年にe-Japan戦略において、全ての行政手続をインターネットで可能にするとされた後に、平成20年に大きな方向転換があって、取組が抜本的に見直され、費用対効果を踏まえるというのが今の政

府の基本方針だと思っております。今回の提案も十分な費用対効果を検証した上で進めるべきと思いますが、再生事務局におかれては費用対効果を余り考えない、そういう姿勢だということによろしいのでしょうか。この点をお伺いしたいと思います。

○大杉座長 それでは、またこちらの委員に主としてということで、大久保委員、あと、事務局の川村さんという順序でお話しいただければと思います。

○大久保委員 大久保です。

すいません、念のためですが、個人の印鑑が不要とおっしゃったように聞こえたのは聞き違いですかね。

○松井法務省民事局商事課長 現在ですと、会社の設立登記をする場合には、登記所に会社代表者印を届け出る必要がありまして、その本人確認のために、個人の実印に関する市町村長発行の印鑑証明書も添付していただいています。

○大久保委員 そうですよ。失礼しました。

印鑑登録証明書は、銀行の設立でもそうですし、いろいろな場面で何回も出さなければいけないというのがありまして、起業時、非常に忙しい中、法務局で、支所ですとか、そういうところで取得できるように努めているという話も伺いましたけれども、とはいえ、取りに行くのは結構大変で、銀行もそうですし、いろいろな取引を始めるときに、特に創業直後などですと、信用力もありませんので、何かと印鑑登録証明書を出してくださいなどと言われます。そういうのが細かく起業家の時間を奪っているということがございます。なるべく電子化を進めていただきたいと思うのですが、創業の最初の段階で役所でも印鑑が必須となりますと、多分、民間のほうでもなかなかペーパーレス、電子化というのは進みにくいのかなとは思います。

あとは、印鑑と電子化の話で言いますと、今の新しい起業家などですと、毎日のようにネットバンキングを使い、ネットバンキングでお金も動かしますし、いろいろなものを電子的に決裁して、なるべく印鑑を使わないという方向で動いておりますので、印鑑をなくす方向で動いていただけるとうれしいなと思っております。

私は以上です。

○大杉座長 引き続き、再生事務局の川村さんから、お願いします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 私から2点、お話をさせていただきます。

まず1つ目、会社代表者の個人の証明書とひもづけをどうやって認証局なりが確認をするのかという御指摘をいただきました。発想はそもそも、原委員から御指摘がございましたけれども、省庁を超えた全体最適を考えるべきではないかという視点がございます。法務省の事務は法務省の機関がやらなければならないと定まっているわけではないと理解をしまして、発想の転換をいたしますと、その業務をJ-LISにやっていただくというのも一つの解決策としてあり得るのではないかと考えてございます。J-LISでそれができるかどうかを確認させていただいているわけではないので、一つのアイデアでございすけれども、法務省の機関が個人認証を確認するということは必須ではなくて、そうではない別のアイデア、省庁を超えた最適化の解もあるのではないかというのが1つ目でございます。

2つ目の費用対効果のところでございますけれども、では、その費用と効果、それぞれどう測定するのか、効果、意義をどう捉えるのかによって大きく判断が変わると思っております、それはまさに総合的な判断として、この位置づけをどう捉えるかに依存するのかなと考えてございます。

○大杉座長 関委員、あと、根本委員も後ほどお願いします。

○関委員 私からは単に要望ということですが、デジタル化という方向性を推進するという趣旨からも、電子証明書のみによる商業登記が認められるようなシステムだとか、制度設計の方向をぜひ進めていただきたいと思います。現状は、印鑑証明書とか、印鑑が必要だというケースがままありますので、いずれそういったものも変更されていくべきものだと思いますが、少なくとも商業登記においては、そういった方向を目指していただきたいと思います。

○大杉座長 根本委員、お願いします。

○根本委員 マイナンバーのことを申し上げてもお返事がなかったように思いますので、もう一度技術的なところに戻ります。技術的にできないとすれば、マイナポータルは構成できないと言われているのと同義語に聞こえます。現実には韓国などでは、個人に関する様々な情報をひも付ける形でプッシュ型の納税事務が行われていると仄聞しておりますので、技術的には可能と申しあげて良いのではないかと思います。技術の詳細は承知していませんので、どなたか解説をしていただければと思います。

また、印鑑の提出と商業登記電子証明書の取得の選択制とすることを否定しているわけではない、あるいはその方向であろうという趣旨の御発言がございましたが、基本的な認識において危うさを感じます。決定されているのはデジタルファーストです。デジタルを優先する、すなわち原則を転換して行政事務も行政も変えていくことが既に決定されていることを念頭に、ぜひお取り組みをいただきたいと思っております。

○大杉座長 それでは、村上委員、その後、法務省の松井さんという順番でお願いします。

○村上委員 先ほどのサインの件ですが、海外ではサインが用いられているけれども、ここは日本であり、日本では印鑑が必要だという最高裁の判例が出ているということですか。そこについてよくわからなかったので、どんな判例が出たのか、後日でいいので、事務局経由で教えてください。外資系企業が日本で契約するときサインするケースは結構あるので、日本だから印鑑というのはよくわかりませんでした。ぜひ教えてください。よろしくお願いします。

○松井法務省民事局商事課長 ありがとうございます。我々もデジタルファーストということは十分承知しております。その上で、もし選択制にするのであれば、商業登記電子証明書との選択制を検討すべきだと申し上げております。公的個人認証電子証明書は、冒頭に総務省からもお話がありましたが、基本的に個人に関するものであるということでございます。そして、印鑑がいずれなくなる、それが変更されるべきであるという御議論の内容は、私も理解しておりますが、少なくとも現在の経済界においては、銀行取引を初めとして印鑑証明書が求められ、また、取締役会議事録も書面で作成され押印されていらっしゃるのだと思います。ぜひ経済界におかれても、御努力をお願いしたいと思っております。

そして、先ほどあった紐づけ認証の話ですが、今、法人についての電子証明書としては、商業登記電子証明書の普及促進に努めているところでございます。これと同様の機能を果たすものを二重投資をして作ることにについては、その費用対効果も考える必要があると思いますし、経済界における印鑑の利用状況に関する実態調査を経ながら、議論が進んでいくことになろうかと思っております。

最後のサインの関係で申しますと、最高裁判例としてありますのは、契約書には印鑑が必要だというものではなく、印鑑が押されたものについては二段階で強い推定が生ずるというものです。そして、個人の印鑑と会社の印鑑の保管

状況を一緒にしてしまうと、どちらに帰属するのか分かりにくいということを申し上げたところでございます。これは印鑑社会である日本に関する議論でありまして、サインの行われる外資系企業、もしくは海外企業については当然に当てはまらないものと、私もそのように考えております。

以上です。

○大杉座長　お願いします。

○村上委員　どうもありがとうございます。この議論をやると長くなるのでやめますけれども、サインは本人しかできないから、本人が保管している。本人が保管しているサインは、本人がサインしたものだから、あれは個人の印と同等であるというのが日本の見方、そういうことで合っているのですか。

○松井法務省民事局商事課長　やはり総合的な判断になろうかと思えます。

○村上委員　会社印と個人の印の違いではなくて、サインと会社印の違いをできれば教えてほしかったのです。

○松井法務省民事局商事課長　申し訳ございませんが、私もサインについては十分な知識がございませんでして、むしろ宮内先生の方がお詳しいかと思えます。

○大杉座長　宮内先生、ございますか。今ということではなくて、後日でも可能ですので。

○宮内委員　まず原則として、会社代表者というのは会社の代理人なのですね。代表者というのは、会社を代理して意思表示を行っているわけですね。これは当然そうですね。だから、本来の趣旨から言えば、その人が意思表示をしたことがどこに帰属するかというのは、印鑑の問題ではないはずなのですね。だから、サインでいいというのは、ある意味では合理的だと私は思っております。分けて使ったほうが管理上いいですよということは理解できますけれども、それは非常にたくさんある要素の一つにすぎないと私は思います。その程度でよろしいですかね。

○大杉座長　印鑑の場合の二段の推定ですとか、諸外国の場合のサインはどうかという点は、きょう議論しても、断片的になったり、不正確になることもあ

るので、後日、双方から補充ができればと思います。

根本さん、お願いします。

○根本委員 法務省から経済界も努力せよというお言葉を2回賜りました。最近、銀行に行かれた方は御経験と思いますが、印鑑を求めることはほぼなくなっているのではないかと思います。必要でないものや別の方法で代替できるものについては、経済界はほぼそれをやらない方向に向かっております。法的・制度的に求められる部分について、やむなく使っているのだらうと理解しております。

繰り返しになりますが、3原則にのっとって社会が変わっていけば、経済界は当然に対応する体制・準備ができていると申し上げておきたいと思います。

○大杉座長 松井さんから反論したいというのはあると思うのですが、時間の関係でここまでといたします。本日は活発な御議論ありがとうございます。

そろそろ時間ですので、事務局及び法務省においては、先ほどの第3点も本日の議論を踏まえて引き続き検討を進めていただくようお願い申し上げます。

それでは、事務局にお返しします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 大杉座長、ありがとうございました。

本日の議事につきましても、後日、公開をさせていただきたいと思います。これに先立ち、各発言部分において、皆様に確認をお願いしたいと思いますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。大変恐縮でございますけれども、議事要旨を公表するまでの間は、みずからの御発言以外の部分については対外的に公表をお控えいただけるようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。